

令和7年度 事業計画

1. 司法書士制度の変遷と現在の司法書士の存在意義

司法書士法は昭和25年に制定、施行され、その後、何回も改正がされていますが、中でも、昭和53年の司法書士法改正では、第1条（目的）「この法律は、司法書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、登記、供託及び訴訟等に関する手続の円滑な実施に資し、もつて国民の権利の保全に寄与することを目的とする。」の規定が創設され、さらに、司法書士試験が認可試験から国家試験になるなどの改正が行われました。この改正により、司法書士制度は、適正、円滑な法務行政を運営するための補助制度という位置付けから、国民の権利の保全に寄与することを目的とする司法書士制度であることが成文法上、明確になりました。

その後、平成14年の司法書士法改正により、司法書士の業務に簡裁訴訟代理等関係業務（以下「簡裁訴訟代理業務」という。）が加えられたことに伴い、目的規定が若干修正され、令和元年の司法書士法改正では弁護士法が使命規定を設けていることなどから、この目的規定を削除し、使命規定が新設され、第1条（司法書士の使命）「司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もつて自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。」が規定されました。この使命規定について「これは、司法書士制度を取り巻く状況が変化し、司法書士が社会において以前にも増して重要な役割を果たすようになってきていること等を踏まえ、司法書士が我が国社会において所定の範囲の法律事務の専門家として認知されていることを前提に、その使命を明らかにする規定を設けることが適切であると考えられたことによるものである（小林昭彦・河合芳光・村松秀樹「注釈司法書士法（第4版）令和4年」テイハン30頁以下）。」と解説されています。

司法書士は市民の権利擁護の立場を明確にし、実績を積み重ねた結果、司法書士制度は市民の信頼を得て、着実に発展してきています。

今後も、司法書士業務を通じて市民の信頼を得ていくことが、司法書士制度の信頼、発展に繋がっていきましますし、司法書士自身の信頼や業務の発展に繋がっていくものと思います。

愛知県司法書士会としては、今後も、司法書士が信頼され、司法書士制度が発展していく施策を講じていきたいと考えています。

2. 司法書士を取り巻く社会情勢を踏まえた事業計画と運営

司法書士を取り巻く社会情勢を踏まえて愛知県司法書士会の令和7年度の事業計画と運営は、以下の視点に立って実行していきます。

（1）相続登記促進と相談体制の構築

不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない、あるいは所有者が判明しても、その所在が不明で所有者との連絡がつかないという、いわゆる所有者不明土地の割合は26%（令和5年国交省調査）に達しています。所有者不明土地の発生原因の62%が相続登記の未了、32%が住所変更登

記の未了であり、このまま何もせずに放置すれば、少子高齢化による死亡者の増加により、今後ますます深刻化することが懸念されています。これを受けて、令和6年4月1日に相続登記の申請が義務化され、令和9年4月1日からは相続登記申請の懈怠による過料の制裁が始まることに加え、団塊の世代が平均寿命を迎えると言われる2040年に向けて、今後一層、相続関連の相談の増加に拍車がかかることを想定しておく必要があります。この相続登記申請の義務化を契機として、オンライン上で、資格を持たない民間事業者が相続登記の申請書作成支援を行うサービスも複数出てきております。非司行為に対しては厳正に対処していく一方で、これらの民間業者に対抗していくためには、司法書士会としても市民がより司法書士にアクセスしやすい環境を整えることが極めて重要であるところ、愛知県司法書士会に寄せられる相談は、相続登記申請義務化の施行前から相続に関連する相談が令和2年以降、急増しており、令和5年度には総合相談センターの相談全体の約6割に達しており、数年先には相談のキャパシティが不足してくることも予想されます。予算の肥大化を避け、市民がアクセスしやすい環境を整えるために、いままで以上に効率的かつ効果的な相談体制を構築し、その広報に取り組むことが必要です。

また、令和6年9月に法務省が実施した相続登記の申請義務化に関する認知度調査では、相続登記の申請義務化について「聞いたことがある」と回答した人が約73%である一方、相続登記申請の履行期限について「聞いたことがある」と回答した人は約43%にとどまる結果となっていることから、引き続き相続登記申請義務化の周知が法務省、法務局により行われるところであり、これに合わせて司法書士制度の周知を図り、「相続と言えば司法書士」と社会から認知されるよう取り組んでいきます。

（２）空家問題への対応

わが国の空き家数は900万2千戸、総住宅数に占める空き家の割合は13.8%（令和5年住宅・土地統計調査【住宅及び世帯に関する基本集計（確報集計）結果】）といずれも過去最多となっており、空き家数のうち「賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家」は385万5千戸、総住宅数に占める割合は5.9%とこちらも最多となっています（参考 愛知県内の空き家数43万3千戸、空き家率11.8%、「賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家」15万6千戸総住宅に占める割合4.3%）。

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「空家法」という。）の施行によっても、空き家の増加に歯止めがかからず、管理不全空き家が増加することによって、環境や治安、防災面で地域社会に多大な悪影響を及ぼす問題となっています。これを受けて令和5年12月13日に改正空家法が施行され、これまでの周囲に悪影響を及ぼす特定空家の除却を中心とする空家等対策のあり方から管理不全空き家の「発生の抑制」「活用の促進」「適切な管理・除却の促進」を中心とする空家等対策のあり方に舵が切られました。ところで、空き家の取得経緯については、相続が54.6%（令和元年空き家等所有者実態調査報告書【国交省住宅局】）と最も多く、空き家の所有世帯の家計を主に支える人の年齢は65歳以上が61.5%（上記調査報告書）を占めています。今後の空家等対策としては住宅を空き家にしない意識の醸成を図っていくことが重要であり、その鍵となるのが不動産の承継と適正な管理であることは言うまでもありません。相続登記の促進、遺言等を利用した空き家の承継、相続財産ないし不在者財産管理制度、所有者不明ないし管理不全土地建物管理制度、成年後見制度等の活用による適正な管理や除却等がこの問題の解決に資するものとされており。こ

これらの業務を行う司法書士には大きな期待がされているところです。

司法書士会が自治体の空家等対策の取り組みについて連携協力していくことは、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与するという司法書士の使命そのものであることから、引き続き積極的に取り組んでいきます。

（３）民事事件、家事事件の裁判書類作成業務、簡裁訴訟代理業務の受託促進

司法統計によれば、簡易裁判所における第一審通常訴訟既済事件の中で、司法書士が原告、被告、あるいは双方に就いた事件数は、平成２６年度が３２万６０７件のうち３万１，２７４件で、１０％弱を占めていたのに対し、令和５年度は３６万５，９２８件のうち１万３，８９３件と件数で半分以上に減少、その割合はわずかに３．８％にまで低下しています。

また、全国の総合相談センターにおける家事事件の相談件数は、平成２６年度から令和元年度までは１万～１万２千件程度でほぼ横ばいの推移でしたが、令和２年度以降急速に増加し、令和５年度には２万４千件弱と倍増したものの、その増加は相続登記の申請義務化に伴う相続・遺言に関するものであり、それ以外の後見関係、離婚・夫婦関係、親子関係等については減少傾向にあります。

民事事件、家事事件ともに全体の事件数自体は減少していないにもかかわらず、司法書士の関与率や司法書士への相談件数が急速に低下していることについては、司法書士界が積極的に取り組まなければならない大きなテーマのひとつであると考えています。

愛知県司法書士会では、司法書士の積極的な簡裁訴訟代理業務の関与を促す施策が必要だと考え、令和６年度から少額裁判助成制度を始めました。「身近なくらしの法律家」としての役割を果たしていくために、簡裁訴訟代理業務並びに民事事件・家事事件の裁判書類作成業務の一層の受託促進を図り、社会問題、法律問題に対して今後も精力的に対応していきたいと考えています。

（４）会員の適正な執務環境の確保と信頼される司法書士制度の確立に向けた対応

苦情事案、綱紀事案への適切な対応を図り、市民からの信頼の維持に努めるとともに、不当な苦情申立てから会員を守ります。

職責に反して不当な行為をする会員に対して厳正に対応します。

（５）財政の検討

愛知県司法書士会の活動は、会員からの会費収入で成り立っていますが、会員数は、このところ１，３００名前後で推移しています。適切な財政運営をするため財政全般について検討するとともに、急増している相続関連の相談、相続登記の周知活動に対する財政上の問題について検討していきます。

（６）その他の重点事業

その他の重点事業として下記について取り組んでいきます。

- ① 災害対応等の危機管理
- ② デジタル化、DX（デジタルトランスフォーメーション）への対応と推進
- ③ 高齢者等権利擁護対策
- ④ 生活等困窮者への支援など市民の権利擁護活動
- ⑤ 司法書士の新たな業務（遺産承継業務、信託業務等）が市民に信頼され定着する施策の実施

- ⑥ 新入会員の会務関与の促進
- ⑦ 総合相談センター及び自治体などで実施する相談について適切な運営の検討
- ⑧ 司法書士会調停センター（ADR）の利用促進
- ⑨ 若年層に司法書士の魅力を周知する活動
- ⑩ 会館の管理運営

（７）各部所間の連携

各部門で実施している事業については、総務（会員の適正な執務の確保）、企画（調査研究活動）、社会事業（市民活動）、広報（周知活動）、研修（研修の企画運営）との間で連携を図った上、機動的かつ効果的な実施をする体制の整備と、これらの成果を会員へ還元できる仕組みを策定していきます。

（８）支部・関連団体との連携並びに会員の協力をお願い

具体的内容は、後掲の各部所の事業計画に譲りますが、上記方針に沿って多くの充実した事業を実施していきたいと考えています。これらの事業は本会のみで執行できるものではなく、各支部、関連団体をはじめとする各機関と連携を図るとともに、会員皆様のご支援、ご協力がないと円滑な運営ができません。本会会務について忌憚のないご意見をいただき、あるべき姿の運営をしていきたいと思っておりますので、引き続きご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

令和 7 年度 総務部事業計画

1. 会員の適正な執務環境の確保

司法書士に対する市民からの信頼維持に應えるため、懲戒処分事例を踏まえた非違行為の防止策を検討し、会員への情報提供と研修所などと連携しながら、会員の適正な執務を確保するための指導、連絡を行います。

2. 苦情、綱紀事案、紛議調停の対応

市民から会員に対する苦情等に対して、「市民対応窓口」を活用し、迅速な処理をします。

注意勧告小理事会、量定意見小理事会と綱紀調査委員会が、適正・円滑に運営されるようにします。

紛議調停制度が、会員とその依頼者等のトラブルについて、個別の実情に即した解決が図れるようにします。

3. 非司法書士対策

司法書士法施行規則第 4 1 条の 2 に基づく法務局からの委嘱による登記事件に係わる司法書士法等違反に関する調査を、各支部の協力を得ながら実施します。

会に寄せられた情報をもとに、非司法書士による司法書士法違反の調査を行い、違反者に対して注意喚起を行います。

4. 情報公開

会員用ホームページ、メール速報、会報等を通して、会員に必要な情報を適正・迅速に公開します。

5. 危機管理の対応

安否確認一斉通報サービスを利用するなどした災害時等の危機管理体制の確認、対応をします。

リスクマネジメントの一環として、クライシス・コミュニケーション（緊急時広報）への対応を図ります。

会務システムのバックアップ体制の構築を図ります。

6. 福利厚生

ソフトボール大会等、会員の福利厚生、連帯感醸成のための事業を実施します。

7. 事務局環境の改善

事務局の円滑な運営と一層の事務の適正・効率化を図ります。

8. 会史編纂委員会

愛知県司法書士会の歴史を伝える沿革誌的な冊子をつくるべく、委員会を設置し、作業を行います。

9. 各委員会の運営

所管する各委員会の事業が適正に行われるように運営します。

- ・ 非司法書士排除委員会
- ・ 事故処理委員会
- ・ 新人研修奨学基金委員会
- ・ 紛議調停委員会
- ・ 執務問題検討委員会
- ・ 情報公開委員会
- ・ 綱紀調査委員会
- ・ 登録調査委員会
- ・ 新入会員養成委員会
- ・ 会史編纂委員会

令和7年度 経理部事業計画

1. 会計処理を適正に行い、一般会計及び特別会計（会館特別会計、新人研修奨学基金特別会計）の決算書類を作成します。
2. 予算を適切に管理・執行し、備品の管理を適切に行い、健全な財政基盤を維持します。
3. 適切に予算を管理できるよう会計情報を各部所等に適時に提供していきます。
4. 各支部の経理について情報共有を図り、支部交付金の見直しについて、検討をしていきます。
5. 令和8年度の予算書（案）を作成します。
6. 会館管理運営委員会にて、愛知県司法書士会館の維持・管理・修繕をします。

令和 7 年度 企画部事業計画

1. 法改正及び社会のニーズに対応する

企画部は、司法書士業務に関する調査・研究活動を行う愛知県司法書士会のシンクタンクです。

令和 7 年度の企画部は、登記、裁判、裁判所提出書類の作成、財産管理、司法書士による企業サポート等に関する業務の研究を継続します。

司法書士業務に関連する法改正が相次いでいます。近時では、令和 8 年 4 月 1 日から不動産の所有者には、氏名・住所の変更日から 2 年以内に変更登記をすることが義務付けられるとともに、この義務の負担軽減のため、令和 7 年 4 月 21 日から、所有権の保存・移転等の登記の申請の際には、所有者の検索用情報を併せて申し出ることが必要になります。また、令和 6 年 10 月 1 日から代表取締役等住所非表示措置が施行されています。法改正は、司法書士業務に直接的な影響があり、国民生活に与える影響も大きく、司法書士として、その内容に精通していることが求められますので、委員会活動や研修等を通じて会員に向けて法改正の周知を図ります。

また、民事裁判事務については、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和 4 年 5 月成立）が段階的に施行され、司法書士が訴訟代理人となる場合、訴状はオンラインによる提出が義務化されます。訴訟代理人に委任をしない当事者のオンラインの利用は任意の選択ですが、IT 機器を利用することで、迅速かつ充実した裁判を実現することが可能となることから、国民の利便性向上について、司法書士には本人へのサポートが求められます。民事裁判事務は、国民の権利擁護に寄与するために、会をあげて積極的に取り組む体制を整えなければならないことから、日司連事業の利用や愛知県司法書士会の各部所との連携を通じて民事裁判事務の促進を図ります。

2. 調査・研究活動等

（1）登記業務に関する研究（不動産登記、商業・法人登記共通）

従来からの登記手続についての調査・研究は継続しつつ、民法・不動産登記法及びこれらに関連する法令規則の改正に関する研究も必要です。

以上に対応していくために、下記の事業を行います。

- ①登記に関する実務上の問題の集約、研究、会員への情報提供
- ②登記に関する実体法、手続法に対する改正対応及び会員への情報提供
- ③登記に関する実務上の諸問題について、名古屋法務局との法司研究会の開催及びそれに関する資料の取りまとめ
- ④愛知県弁護士会との登記に関する共同研究

（2）裁判事務に関する研究

司法書士は、簡易裁判所の事物管轄における代理業務だけではなく、裁判所提出書類の作成も行う専門家です。そして、その専門的知見に基づいて身近な暮らしの中の法律家として、民事・家事を問わず市民の暮らしの中にかかる法的紛争に対応することが求められます。民事裁判事務に関しては、IT 化についての情報収集及び司法書士の民事裁判事務への取組みを増やすことが求められます。また、家事事件については、相続登記等の申請の義務化により、市民の関心が相続手続に向

けられていますので、法改正の対応、司法書士が書類作成で関与する家事調停事件の研究等も必要です。

以上に対応していくために、下記の事業を行います。

- ①民事及び家事事件に関する実務上の問題の集約、研究、会員への情報提供
- ②裁判事務に関連する法改正対応及び会員への情報提供
- ③司法書士の民事裁判事務受託促進
- ④裁判所、弁護士、学者との情報交換
- ⑤社会事業部との情報交換・情報共有
- ⑥相談会の企画
- ⑦高齢者等権利擁護対策部を通しての公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート愛知支部との情報交換・情報共有

（３）財産管理業務に関する研究

司法書士の業務は、登記手続、裁判手続に限りません。遺産承継、任意後見契約、死後事務委任契約、民事信託等の財産管理業務について、市民の関心が高まり、これらに対応することも司法書士業務となっています。これらいずれの業務も、これまでの司法書士の専門的知見に基づいて業務を行い、積み上げてきたことが市民に評価された結果です。今後、更に登記や裁判と同じように全ての司法書士がこれらの財産管理業務について取り組むよう、実務上の課題、社会的・倫理的意義も明らかにし、有効な活用方法を提案できるように研究を継続します。

（４）商業・法人登記業務及び企業に対する支援業務の研究

司法書士は、商業・法人登記、会社法、その他法人に関する知識を持ち、従来から企業に対してアドバイスを行っています。多くの司法書士が関与する機会の多い中小企業における事業承継についても、司法書士が関与することの必要性・重要性が増してきています。事業承継は国をあげて対応する方針にあり、司法書士は事業承継に対応する専門家として位置づけられています。司法書士による企業の法務サポートとして、事業承継の一連の流れの中で、登記手続、裁判手続及び財産管理などの司法書士の業務全般を通じてどのような支援をすることができるのかを検討し、支援することができる手続について研究します。

（５）研究成果について

各委員会の研究成果は、研修又は会員専用ホームページ内に掲載して、広く会員へ周知するとともに、支部からの講師派遣の要請があれば対応します。また、研究を行った効果を相談会の実施などで反映するよう愛知県司法書士会の各部所と連携します。

（６）法改正への対応

今後生じる法改正について情報収集を行い、会員への情報提供に努めます。また、関係各所との協議も積極的に行い、市民の権利の擁護に資する活動を行います。

3. その他

（１）各委員会の運営方針

企画部に属する委員は、各担当分野において深く研究する専門家であるとの自覚の下に、会員向けの研修会講師派遣等による情報提供だけでなく、セミナー、相談会などを実施し、市民に対して

も積極的に情報提供し、司法書士の存在意義を高めることに寄与するように努めます。

企画部会、各委員会の会議については、事務所所在地に関わらず委員となり会議に参加しやすくなること、委員の会議への参加の負担軽減、会議の効率化等の観点から、Web会議を取り入れます。

(2) 事業計画案について

他の部所と連携をはかり、重点事業として定めた事業が各部所の実施する具体的事業へ反映され、本会が策定する事業計画案が総合的かつ一体的なものとなるように努めます。

(3) 図書室の整備

企画部内の各委員会でテキストとして使用する書籍を図書室にも設置するとともに、従前からの主要図書の調達、整備を引き続き行い、より一層の蔵書の充実を図ります。

(4) 情報の提供方法の検討

会員が業務上必要となる法改正に関する情報について、研修会、メーリングリスト、会員専用ホームページなどで発信します。

令和7年度 広報部事業計画

1. はじめに

これまで「司法書士制度広報」及び「事業広報」並びに「会報の発行」を中心とした活動を行ってまいりました。今年度もこれらの活動を中心とし、日々変化する社会的ニーズを的確に捉えた活動をすることで、市民の権利擁護及び会と会員の強固なつながりへのきっかけ作りに努めてまいります。

相続登記の申請義務化や相続土地国庫帰属制度が開始されたこともあり、相続問題への関心の高さはこれまで以上となっていることが伺えます。当会が行うセミナー等イベントや相談会をはじめ、多くの市民から司法書士へアクセスが増えているのと同時に、相談窓口や情報収集コンテンツ等更なる充実が求められていると考えています。登記制度を支えてきた我々の責務として、引き続きこれらの期待に応えるべく地道な広報活動を行うことで市民に寄り添う存在をアピールしてまいります。

また、近年の司法書士試験結果からは一時急減した受験者数は微増してはいるものの、平均年齢が年々上昇していることから、比較的若い世代に司法書士の仕事に魅力を感じてもらうきっかけが少ないのではないかと考えています。150年を超える司法書士制度を永続させるためにも次世代へ確実に繋げていく活動が引き続き求められていると考えます。今年度も司法書士を知ってもらう・身近に感じてもらうことに重きを置いた活動を行ってまいります。

情報があふれている中、我々が訴求したい市民に確実に届けること、他との違いを明確に示して選別されることはとても難しい世の中であります。これまでの情報発信ツール等を改めて見直し、新たなツール及び情報発信の体制作りを確立することで、司法書士及び司法書士会の存在を広く市民に認知していただけるよう努めてまいります。

2. 相続登記に関連する広報活動

相続登記申請義務化及び相続土地国庫帰属制度が開始したものの、まだまだ市民の認知度は十分ではなく、また、相談窓口として司法書士を選択していただくための認識もまだまだ薄いと感じております。相続と言えば司法書士という認識を持っていただける広報活動の見直し及び活動を展開してまいります。

3. 大学生等次世代への広報活動

司法書士制度維持及び発展のため、資格取得を目指すきっかけとなるよう、近隣の各大学と連携し、学生たちに司法書士業務の魅力を伝える広報活動を行ってまいります。同時に、契約トラブル等消費者被害に巻き込まれてしまう学生が少なからず存在することも考えられるため、司法書士がこのような若年者層の相談の受け皿であることも併せて広報してまいります。

4. マスメディア関係者へのアプローチ

司法書士会が行う様々な事業について、時宜に合った情報発信を行うことにより、より効果的な広報とするためマスメディア関係者へのアプローチを図ってまいります。相続登記申請義務化及び相続土地国庫帰属制度が開始した後の運用状況についてマスコミの関心も高いと考えます。これを機に司法書士の存在意義を改めて伝える場とすべく活動してまいります。

5. 他士業・他団体との連携

名古屋自由業団体連絡協議会の活動を通じて他士業との交流を深め、資格業ガイダンスや相談会等の既存事業だけでなく、新たに連携して展開できる事業の創出に努めてまいります。また、法務局や商工会議所等の他団体とも引き続き連携して事業を展開してまいります。

6. 委員会活動

会報編集委員会

会員に向けて業務に資するための情報提供及び司法書士会の事業報告を行うため「会報愛知」の企画、編集、発行を行います。

内容につきましては、会員の実務に役立つ情報をタイムリーに提供できるよう検討を重ね、会員相互に、また、会員と司法書士会がより繋がる会報作りに努めてまいります。

ホームページ運営委員会

マスメディア等を活用した広報活動とホームページとの連動の強化や双方に広報効果が上がるようなホームページの活用方法について検討を重ね、司法書士制度や司法書士会の活動が市民により伝わるよう情報発信に引き続き努めてまいります。

また、現在の当会ホームページは平成28年に立ち上げ運用してきたところ、臨機応変に情報更新を行うにあたり管理会社へ作業依頼が必要となる等システムとして古いもので不便な状況からリニューアルの検討を開始したいと考えており、会員専用ページ及び会員検索システムとも併せて市民、会員にとっても便利なものとすべく検討を開始したいと考えています。

広報実践委員会

司法書士が行う事業等について周知を図るためのチラシやポスター、パンフレット等の製作物について企画、製作を行います。昨年度制作した公式キャラクター「ほっぴー」を様々な広報物等で使用し、若者への認知度アップへの貢献だけでなく、年配の方にも司法書士をより身近に感じていただける広報を行っていきたいと考えております。

また、昨年度はYouTube 動画を使った広報を行ってまいりましたが、市民の方に好評をいただいているところ、さらなる充実化を図ってまいります。

令和7年度 社会事業部事業計画

第1. はじめに

1. 令和6年4月、相続登記が義務化されたことにより、相続関連の相談が大幅に増加しています。今後、相続関連の相談がより急増すると予想されるなか、相続登記は司法書士の根幹業務であることから、相談に対応できることは当然であるものの、相談数の急増による相談員の不足が問題となっています。一方で、簡裁訴訟代理等関係業務では、相談、受任件数が年々減少しており、これは大変憂慮すべき問題です。したがって、「法律事務の専門家」として市民の紛争解決に寄与できる司法書士を育成することは、早急に対応すべき課題であると考えます。
2. 社会状況の変化が激しい昨今では、デジタル化による「非対面型」「非接触型」の相談窓口の設置が求められています。また、生成AI（ChatGPT）の登場は、我々が受ける相談に関しても大きく改革を迫られるものです。法律業務の相談が簡易化、高度化するなか、司法書士が今後も活躍し続けるための方策を考える必要があることはいうまでもありません。
3. 貧困・孤独・孤立等の問題については、社会状況の変化によって拡大しており、社会的弱者の権利擁護に努めることは、身近で国民に寄り添う法律家である司法書士の使命であり、当事者が抱える問題を解決できるように活動を継続していくことが必要です。
4. 令和4年には、成年年齢が引下げられました。18歳に達した者は有効な契約ができるようになり、これによって、18歳、19歳の人たちの自己決定権を尊重できるようになりました。その一方で、成年年齢引下げによる若年成人の増加は、悪質商法などによる消費者被害を拡大させています。したがって、こういった人々への司法アクセス権の確保、拡充を図ることは不可欠です。

以上を踏まえ、令和7年度は次の各事業を遂行します。

第2. 事業計画

1. 相談体制の整備・強化、市民への周知

昨年度から始まった法務局における無料登記相談所の周知を図り、これに対応した相談体制を整え、相談にとどまることなく、会員事務所への配てんを勧められる体制を構築します。相続関連相談において紛争性のある事案については、調停センターの利用に繋がるような環境を整備し、紛争解決から相続登記の申請まで対応できるようにします。

また、総合相談センターをはじめとする相談窓口の環境整備を行うと同時に、社会状況に合わせた相談窓口として、相談会に出向くことが出来ない人々にWebでの対面相談を実施し、更なるアクセシビリティの向上を目指します。加えて、ITを活用したテキストチャット等の新たな「非対面型」「非接触型」の相談を継続して実施し分析を進め、一方で情報通信を利用できない人々への相談方法につき対策を検討します。

こういった各種相談窓口を市民の皆様にご知っていただくため、当会・日本赤十字社愛知支部・名

古屋法務局を主催とした「遺言・相続セミナー&相談会・体験会」をはじめとする相談会等併設型のセミナーを開催し、当会の相談体制の周知を図ります。

2. 民事事件への対応

まず、司法書士の現状に目を向けると、簡易裁判所における司法書士関与率は、平成22年をピークに減少し続けています。登録の浅い会員においては、一度も民事事件に触れたことがないということも少なくありません。一方、社会では、依然としてギャンブル依存症・消費者トラブル等の問題が多く発生していますが、簡易裁判所の事物管轄の範囲内で解決できる事件が多いと考えられます。このことから、こういった問題に司法書士として対応することは多くの市民から求められるもののいえます。

今後、民事裁判手続のデジタル化が始まることが決定しているなか、市民の要望に応えられる司法書士を育成することは必須であり、簡裁訴訟代理等関係業務及び裁判所類作成関係業務に対応できるスキルを身に付けられる研修、相談会を実施することで、これらの実務に取り組むことができる会員の増加を図ります。

また、ギャンブル依存症については、ART-G（あいちギャンブル障害回復トレーニングプログラム）・ギャンブル等依存症研修等への参加を継続し、自己破産をはじめとする債務整理業務への理解を深めます。そして、こういった事件への対応として、法テラスの利用をより促進できる方法を検討します。

一方で、相談の一定数は自治体・消費生活センター等からの紹介であるため、今後より連携強化に努め、民事紛争の解決といえど司法書士という認知度の向上に努めます。

3. 権利擁護

司法書士へのアクセスが困難な方に対し、情報提供・啓発活動を積極的に行い、経済的困窮者、高齢者、セクシュアル・マイノリティ及び自死問題等への取組みを強化に努めます。また、多様な相談に対応できるよう行政機関その他団体等との連携することで問題解決を図り、市民に向けて司法書士が権利擁護の担い手であることの意識を定着させます。

4. 若年成人への対応・法教育

若年成人が消費者被害・法律問題に直面した際、相談しやすい環境づくりを行います。また、一般市民の誰もが身に付けておくべき基礎的な法的リテラシーを養成するため、教育機関等において、法教育を実施します。これによって、法的な疑問・被害を感じたときに、調べ、相談し、法律や司法制度を使うことができる「ちから」を育てます。また、小学生及び保護者を対象とした「親子法律教室」を実施し、自身で考え、ルール作りに参加できる能力を養います。

令和7年度 研修所事業計画

1. 組織・運営

研修所の組織を「会員研修」「新人研修」の区分に応じて分掌し、機動的かつ効率的な運営を図るとともに、継続的でより充実した研修制度の確立を目指します。

2. 会員研修

(1) 単位制研修

① 研修の企画及び開催

会員を対象として、司法書士業務に関連する研修会や法改正等に対応する研修会を、8回程度を目途に企画及び開催します。

研修の内容においては、不動産登記・商業登記・裁判事務・財産管理・会社法務等の既存業務分野を中心に、執務・職業倫理・司法書士制度にかかる事項にも配慮して企画します。

昨年度4月1日より始まりました相続登記義務化も施行より約1年が経過しましたが、今後も司法書士実務に影響の大きい法改正が諸々予定されておりますことから、研修所としましては、今後も会員の皆様が最新情報を提供する機会の提供と知識の浸透を図ってまいります。

また、連合会主催の研修会についても、インターネット配信による受信会場として運営可能な研修会等について積極的な開催を図ります。

形式的には集合研修及びウェビナー配信の併用を基本としますが、より自発性・積極性を促すとされるグループ研修をはじめとする各種研修形式について引き続きその有用性について検討を重ね、適宜実施します。

研修の企画及び開催においては、本会他部門、各支部及び各種研修機関等との連携を踏まえるとともに、研修会情報・記録の収集、管理、運用及び提供を行います。

② 研修会場の混雑緩和及び研修受講機会の確保

今年度も、本会会場の混雑緩和及び遠方会員の負担軽減を目的として、ウェビナー受信による各支部任意の集合会場設置を促進する方向で運営します。

そして、収録可能な研修会については、講義内容の収録DVDを各支部事務所に送付し支部研修等での利便を図るとともに、会員への貸出しや、本会ホームページでの視聴等、研修会への参加以外にも受講方法があることについて引き続き周知を行います。同様に、日司連研修総合ポータルサイトにおける研修ライブラリやeラーニングについても、周知を行います。

また、研修受付ボランティアスタッフを募集し、研修会場での受付や休憩時間中の換気作業などを会場運営のお手伝い頂き、会員の皆様に快適に研修受講をして頂けるよう努めてまいります。

③ 研修単位の管理及び単位未修得者に対する通知

司法書士法における使命規定の創設、日司連会則等における研修単位に関する取扱い変更など、単位制研修を取り巻く状況は大きく変化しています。また、令和元年度からは日司連より「単位制研修単位未取得者に対する指導要領」として指針が定められ施行されております。当研修所では、単位制研修制度をより実効性のあるものとするため、各会員の自発的な研修

受講を促すとともに、取得単位数の通知や制度の周知を行うなど、すべての会員が所定の単位数を取得するよう努めます。また、他団体が実施する研修会については単位（乙類単位）の認定作業を行うとともに、取得単位の管理を行います。そして、単位未取得者に対しては上記指導要領に基づき理由説明を求める会長名文書での通知をし、その求めに応じない会員に対しては理由説明を指示する旨の同様の通知を行います。

（２）新入会員オリエンテーション

新規の司法書士登録者を対象に、執務に関する基本姿勢の確認を目的としたオリエンテーションを、総務部その他各部署と協働し、年２回程度開催します。

（３）年次制研修

令和７年度の年次制研修対象者の皆様には、会場受講方式、又はWEB上での受講方式にてディスカッション研修に参加していただくこととなります。対象者の会員の皆様が滞りなく参加できるよう、会場設営や案内を含めその運営を担います。

（４）実践ゼミナール

今年度も概ね登録後年数の若い会員を対象として「実践ゼミナール」を開催します。このゼミナールでは、不動産売買の決済業務・相続登記・会社設立・役員変更登記など司法書士業務の中でも基本的業務について、チューターの経験豊富な先輩司法書士と一緒に、業務を行っていくうえでの実務上の細かな注意点やノウハウについてざっくばらんな意見交換や議論を交わし、このディスカッションを通じて世代を超えた先輩司法書士や若手同士のネットワーク構築の場を提供することを目的としています。今年度も年２回程度の開催を予定しています。

３．新人研修

（１）配属研修

実地形式と集合形式の複合による配属研修を実施します。

実地形式による配属研修は、司法書士事務所の現場に配属され、実際の事件がどのように処理されていくかを学ぶための研修です。単に業務処理の知識や経験の習得に留まらず、司法書士としてあるべき執務姿勢や職業倫理等、幅広く理解を深めることを目的とします。将来の司法書士制度を担う人財の育成に直結する研修であり、司法書士試験合格者全員が受講できるようガイダンス時の説明等を通じて働き掛けていきます。

また、実地形式による配属研修をより充実したものとするため、これに先立って集合形式による配属研修を実施します。執務現場における基礎知識のほか、マナーや職業倫理等の基本的な事項を習得させ、実地指導員の負担軽減を図るとともに、実地における研修の効率化を図ります。

（２）配属フォロー研修

司法書士試験合格者にとって一連の新人研修の最終段階において、配属フォロー研修を実施します。知識や執務姿勢の再確認とともに、各人が司法書士制度を担う主体であることについて認識の定着を図ります。